（要領様式第１号）

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

８長地環第 5-5 号
令和８年（2026 年）10 月 19 日
長野県長野地域振興局長

１　公表する内容及び縦覧する関係図書

根　拠　条　項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第１項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第２項（第 37 条第５項含む）	事業計画概要説明会終了報告書（勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第 39 条第１項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第５項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第２項	最終見解書	○
(6) 条例第 48 条第２項	事業計画廃止届出書	

２　公表する事項

<table>
<tr><th colspan="2">事　　項</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">氏名及び住所</td><td colspan="2">株式会社市川商会　代表取締役　市川　真一
長野県中野市大字越 1236 番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請の区分（Ⅰ）</td><td colspan="2">産業廃棄物処理施設の変更許可</td></tr>
<tr><td rowspan="6">条例第46条</td><td>①廃棄物の処理施設の設置の場所</td><td colspan="2">長野県中野市大字深沢字別新田 579 番ほか</td></tr>
<tr><td>②廃棄物の処理施設の種類</td><td colspan="2">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第８号の２に規定する木くずの破砕施設（移動式兼用）</td></tr>
<tr><td>③処理を行う廃棄物の種類</td><td colspan="2">・破砕する産業廃棄物
木くず
特別管理産業廃棄物を除く。</td></tr>
<tr><td>④廃棄物の処理施設の処理能力</td><td colspan="2">222.4t/日（27.8t/h：８時間稼働）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤変更の概要(変更許可等の場合)</td><td colspan="2">木くずの破砕施設（移動式兼用）の入替</td></tr>
<tr><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td>(1)廃棄物の処理施設の設置の場所
中野市大字深沢字別新田 579 番ほか

(2)処理施設の型式・構造
株式会社諸岡
MC-4000

(3)処理能力
222.4t/日
（27.8t/h：８時間稼働）</td><td>(1)廃棄物の処理施設の設置の場所
中野市大字深沢字別新田 577 番

(2)処理施設の型式・構造
株式会社小松製作所
BR120T

(3)処理能力
348.8t/日
（43.6t/h：８時間稼働）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係図書の縦覧</td><td>縦覧に供する場所</td><td colspan="2">長野県長野地域振興局　環境・廃棄物対策課</td></tr>
<tr><td>縦覧期間</td><td colspan="2">令和８年 10 月 20 日（火）～令和８年 11 月 18 日（水）まで
（土日・祝日その他県の休日を除く。）</td></tr>
<tr><td>縦覧時間</td><td colspan="2">午前８時 30 分～午後５時まで</td></tr>
</table>